ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

みんなでなくそう。

#望まない受動喫煙



受動喫煙対策推進マスコット**けむいモン**

様々な施設で、「原則屋内禁煙」は義務になっています。

ひろがってるね、望まない受動喫煙対策

●学校・児童福祉施設
●病院・診療所
●行政機関の庁舎　等

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために
必要な措置がとられた場所に、
喫煙場所を設置することができます。
（特定屋外喫煙場所）

●事務所　●工場　●ホテル・旅館
●飲食店　●旅客運送事業鉄道・船舶
●国会・裁判所　等

原則屋内禁煙

喫煙する場所には標識があります！

お店の入口や喫煙室に掲示している標識を見ると、
喫煙専用室があることや20歳未満の方は立入禁止など、そのお店の喫煙環境がわかります。
標識をきちんとチェックしてみましょう。

施設や喫煙室に掲示している各標識

喫煙専用室

喫煙専用室



「喫煙室」の出入口の標識

喫煙専用室あり



「施設」の出入口の標識

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ
専用喫煙室



「喫煙室」の出入口の標識

加熱式たばこ
専用喫煙室あり



「施設」の出入口の標識

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

屋外・プライベート空間での配慮も忘れずに！

喫煙する時には、屋外や、
プライベート空間でも配慮が必要です。

その他の
標識はこちら



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイトをご覧ください
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp
なくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン